

3 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（農業生産法人以外）

整理番号	氏名	性別	年齢	歳	農作業従事日数	日	農業者年金加入の有無	有・無		
利用権の設定等を受ける土地の面積 (A) m <sup>2</sup>	利用権の設定等を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m <sup>2</sup>	利用権の設定等を受ける者の主たる経営作目 (C)	利用権の設定等を受ける者の世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)			利用権の設定等を受ける者の主な家畜の飼養の状況 (E)		利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)		
			世帯員 (構成員)	農業従事者 (うち15歳以上60歳未満の者)	雇用労働力 (年間延日数)	種類	数量	種類	数量	
農地	農地	<input type="checkbox"/> 水稻 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 野菜 <input type="checkbox"/> 養豚 <input type="checkbox"/> 養鶏 <input type="checkbox"/> 酪農 <input type="checkbox"/> 肉用牛 <input type="checkbox"/> 施設園芸 <input type="checkbox"/> その他 ( )	男	人	農業専従者	人 ( )	人日			トラクター コンバイン 田植機 乾燥機 軽貨物車 糶すり機 動力噴霧器 ( ) ( )
採草 牧草地					農業 補助者	主として農業に従事する者				
その他	従として農業に従事する者	人 ( )								

《注意事項》

※申出書等の控え（写し）について

- ・控えを必要とされる方は、市に提出される前に各自でご用意してください。

※利用権設定の公告日（開始となる日）、申出書等の提出期限

- ・利用権設定等の公告日は毎月20日です。申出書等の提出期限は、原則として、希望する公告日の前月の20日までとなります。  
(例：6月20日の公告日に合わせて書類を提出する場合 ⇒ 5月20日がその期限となります。)

※相続登記がお済みでない農地または共有名義の農地の場合

- ・その農地について、2分の1を超える共有持分を有する方の同意が必要となります。

※耕作者の住所が嘉麻市以外の場合

- ・耕作者の住所地の農業委員会が発行する「経営状況証明書」を添付してください。
- ・嘉麻市の農地台帳に記載された住所から変更があった場合は、耕作者の住所地が発行する住民票（謄本）を添付してください。

(記載注意 1 各筆明細)

- (1) この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに別葉とする。利用権の設定を受ける者が同一で、利用権を設定する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) (C)欄の「面積」は、登記簿によるものとし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には、〇〇㎡の内〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (3) (D)欄の「利用権の種類」は、「賃借権」等と記載する。
- (4) (D)欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載し、水田裏作を目的とする賃貸借等の場合にはその利用期間を併記する。
- (5) (D)欄の「存続期間（終期）」は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日（始期）から〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載する。
- (6) (D)欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、1年のうち利用期間に係る分の借賃）の額を記載する。
- (7) (D)欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と支払方法（例えば、毎年〇月〇〇月までに〇〇農協の〇〇名義の貯金口座に振り込む等）を記載する。

(記載注意 3 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（農業生産法人以外）)

- (1) 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中にその記載があれば足る。
- (2) (A)欄は、同一公告に係る計画によって、利用権等の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (C)欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (4) (D)欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のを、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。
- (5) 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載事項の全てが農地基本台帳により整理されている場合には、農地基本台帳番号〇〇、氏名又は名称、性別、年齢、農作業従事日数のみの記載にかえることができる。